

具体化して、鳥居・灯笼・狛犬・石段等ともなって、講中はその入費を分担したのであろうし、労力奉仕もしたであらう。その費用の大半は歌遊あたりが負担したものが、この立石の俳句は、独り歌遊等一族だけである。

『西子人物志』に

二宮波蔵、俳号を波同と云ふ。喜多郡出海の人、初め西川氏と称し、後二宮氏に改む。……天才的俳人にして発句を善くす。後上洛し、斯道を研究して宗匠となる。門人多し。

と出ている。天才的俳人と言ったのは過褒ではなかった。我が伊予の俳人中でも、その俳諧修行の行実、その作品、何れの面からしても、最も注目すべき一人であった。

(『郷土』星加宗一論文)

第六節 藩制の苦悶

一、災 害

『伊予風水害小史』によって大洲地方の分をあげる。

元禄 二年	七月一七日平水以上二三尺八寸城内家中及川筋破損
元禄 一五年	七月二八日暴風雨、水嵩二三尺、潰家一三三二、溺死二人、八月二〇日風雨、増水二五尺、破家二三八
元禄 一六年	八月一九日、東風強く六〇八家倒る
宝永 四年	八月一八日、出水二一尺九寸、潰家一七八二
宝永 五年	五月洪水、出水二三尺、大洲市中浸水床上二尺に及ぶ
正徳 五年	六月二一日、洪水二三尺、家中浸水一一四軒、床上二尺に上る
享保 六年	七月一五日溢水二九尺五寸
享保 七年	六月二四日風雨溢水二四尺
享保 一七年	春以来多雨、五月閏五月三回洪水、夏秋うんか簇出、稻禾青色なく收穫皆無、乞食邑に溢れ、餓 <sup>ふ</sup> 道に満つ
延享 元年	八月一〇日大風雨、水層二二尺に上る

寛延 元年 九月一日より雨ふり、二日大風雨水層二二尺五寸 文政 九年 五月二一日洪水、水層三三尺一寸、流死三〇人、流失四六家、六月六日大雨、水層二二尺五寸

明和 二年 八月一日二日三日大風雨水層二二尺 文政一〇年 六月一七日大雨、水層二五尺、去年以来凶荒に付扶持百石に対し四石二斗交付

安永 二年 五月二五日大風雨水層二五尺 文政一一年 七月二日風雨、水層二三尺三寸

天明 三年 八月二二日洪水、水層二八尺 文政一二年 五月二四日烈風強雨、水層二四尺六寸

天明 七年 四月六日、出石寺に於て霖雨退散祈禱を行ふ、四月二五日甚雨、水層二九尺七寸 天保 二年 五月二〇日、二四日、二九日、六月三日風雨、水層二八尺六寸

天明 八年 四月大水、水層二七尺九寸 天保 三年 六月三、六、七、八、九日風雨、水層二六尺六寸

寛政 四年 七月大雨、水層二八尺五寸 天保 七年 梅雨より降続、七月八日大雨、水層二二尺

寛政 八年 八月二一日風雨、水層二八尺二寸 弘化 三年 六月二五日、二八日、七月九日、一八日風雨、水層二六尺

享和 元年 八月一九日風雨水層二四尺二寸 嘉永 三年 五月三日風雨、水層二二尺五寸、八月七日風雨、増水二二尺四寸、一〇月二日風雨、水層二三尺、家中扶持百石を二八石に減給

文化 元年 七月二六日風雨、水層二六尺二寸、八月二九日風雨水層二九尺、死者六人、破家三六一

文化 二二年 七月六日強雨、水層二四尺二寸 文政 五年 六月二日風雨、水層二七尺五寸

文政 四年 七月洪水、水層二四尺、八月再水、水層二〇尺五寸

嘉永 五年 八月一六日及二二日烈風大雨、水層二六尺に至る

安政 元年 一月地大に震ふ、之を寅年の地震と称し 午年の大風と併称して二大災害と云ふ

安政 二年 七月一四日大雨、水層二七尺五寸、江戸大地震

大洲・新谷藩が幕府に飢人救済を願ひ出た。石高・飢人数は次の通りである。

大洲 願出 石高 飢人数  
五三〇〇石 一四、六三〇人

新谷 一二〇〇石 三、三五六人

青島赤城庄屋に残っている「ききん用心農諭」下野国那須黒羽家士 鈴木武助正長著によれば

享保ききん

一七三二年(享保一七)という年は、四国西国にとつて恐るべき飢饉の年であつた。

目録

郷中においては、すでに前年の享保一六年において稲作に被害を受けていた。一七年になると夏の初めより長雨が続き、加えて六月末からウンカの大発生を見、収穫皆無という惨状であつた。この年後半から翌一八年に至つて食糧不足は深刻をきわめた。米価も蔵相場一石につき銀八〇匁に対し、一八年春の地相場は銀三〇〇匁にもはねあがつた。飢人・餓死者も多く「加藤家年譜」も「御在所田方虫附大飢饉、夥敷死人」と記している。大洲城下では飢人は五二一人、餓死者は一九人であつた。

- 第一 ききんのうれひの事
  - 第二 ききんの度々の年数の事
  - 第三 餓死人の事
  - 第四 天災地変の事
  - 第五 長じけ不作の事
  - 第六 こく物高直の事
  - 第七 乞食に出し者たふれ死の事
  - 第八 かてをたくはえし人の事
  - 第九 金を持し人うえ死せし事
  - 第十 農業全書をよむべき事
- 寛永一九年、延宝三年乙卯ききん、享保一七年壬子き

きん、天明三年癸卯ききん等をあげて、ききんに対する用心をのべている。

大ききんの所にては、食物の類としては一色もなかりければ、牛や鳥の肉はいふに及ばず、犬猫まで喰つくしけれども、つひに命をたもち得ずしてうゑ死にけり、其甚しき所にては、家数の二三十もありし村々、或は竈かまどの四五十もありし里々にて、人皆死につくし、ひとりとして命をたもちしはなきもありはり、そのなき後を弔ふ者なければ命の終りし日も知れず、死骸埋ざれば鳥けだものの餌食となれり、庭も門もくさむらとあれて、一村一里すべて亡所となりしあり……

食うにすべなくなつた者は、こくもつの少しある所へ家内が皆連立ちて、乞食に出た。

とほしきは金銭もなければ、途中にても食餌に遠ざかり、日をかさねしにつれて身のおとろひはてし上、遠路のつかれにたえがたく、山路などゆきかかりてたはれ死せし者おびただしくありけり、かくて、い

を青島庄屋は読み、食糧に乏しい青島の島民を啓発していたにちがいない。

### 安政大地震

一八五四年（安政元）一月には、三日、四日の地震を前触れとして、五日午後五時頃から空前の大地震が襲来した。『兵藤家文書』は次のように記している。

嘉永七（安政元）甲寅十一月五日、八ツ頃に至り大地震発、大に騒動、家々数々痛み、村方中通別して大ゆり、伝左衛門土蔵大痛み、平兵衛屋敷廻り大痛み、平がき西北残らず石垣よりくずれ申候、酒蔵並に裏穂蔵大痛み、裏部屋大痛み、双方屋敷大痛み、其中昼中の事故人痛みは御座なく仕合の至に候。

御領中にて大痛みは郡中町、怪我人四十人、人死二十人と申すことに候、浜通り郡中より下にては、当所大痛みと申す事に候、宇和島御領内数々痛み、人死も数々之あり、其内、宇和島御領にては多分の人死者御座なく、宮内村、西井浦、楠浜浦大津波にて

づこのたれと云名もしれず、たづねとふべき人もなければ、つひに鳥けだもののえじきになれり、また家を去ずしてありし者の中には、うゑにたえかねて自ら首をくくりて死し、あるひは井戸や川へ身を投げて、親にわかれ子を捨て死せし者いくばくといふ数かぎりもなかりし、殊にいとけなき子のうゑしは、乳房をくはひをれども、食に遠ざかりし身たれば乳もたえて出ず、さあらば、子はうゑにせまりて乳房をくひきり、または父のものなどにくひつきて、やみ犬のごとくなるゆへ、せんかたなく長持の類におし入れおき、死するを待ちてとり捨しも……

また金を持つた者も、うゑ死している。此時、道にゆきたふれてうゑ死せし者おびたゞしありけり、其中に一人の男ありしが、衣類をはじめ身のまわり腰のものに至るまで美々しく、なみなみならざる出立ゆへに、其処の者死骸を見届ければ、金百両を首にかけてありしと也

一八〇五年（文化二）八月二四日に出版されたこの書

大痛み、昼中の事故人死は御座なく、宮内村三島様の沖、喜木辺へ往來の道のきわまではふりあげ、三百石余の大船田の中へ打あげ、外に三百石程の石船一艘、網船一艘、都合三艘田の中へ打あげ申候、大變の事に候、七日、八日の間、昼夜度々の地震にて、何れもきもを消し、おそろしき事に候、其後三十日も日々ゆり候、兎角近年大地震より後は、度々の地震にて何れも込入り候、土州御領は別して大痛み、土佐宿毛町残らず津波にて流失、人死数限りなき事に候、其内、土州御領中何れも大痛みの由に御座候宿毛町家一軒も残らず流れ候由、おそろしき事に候西井町津波引候後に至り、町中に塩すねぎりたち申候、津波さしこみ候時より、引ぎわが殊の外おそろしきことに御座候

嘉永七年十一月印之

兵頭喜平太正方

長浜の古老の話によれば、日和山近辺の漁師町（乳児保育所の周辺）は、安政大地震の時、お台場のところへ

小屋をこしらえて、女・子供をひ難させたといふことである。

安政元年ヨリ全二年ニ涉リ、昼夜ノ別ナク数回震災アリ、牆壁等ノ倒壊ニ止マリ、敢テ大惨害ハ蒙ラザリシモ人心恟々、皆其業ニ安セス、仮小屋ヲ設ケテ之ニ避難セルモノ多カリシト云フ

(『長浜町郷土誌稿』)

当地方の被害はたいしたことなくすんだようだ。

火災

長浜町における大火をつぎにあげる。

元文四年(一七三九)正月十六日、長浜漁師弥七宅

出火、類焼百八十三軒、御作事并帆柱屋焼失

(『加藤家年譜』)

一、御城下大火とは違い候えとも、船津の義に候得ば家数焼失の義、又は参覲前まへに候得ば、御召船其外橋焼失の義、御留守居中心得の爲め、小早使をもつて江戸早便の状箱差遣つかはし候、其の砌まじり遣し候書

村々早々申し付けらるべく候、神木並びにいわれ有る木は差除き書付出し候様に申渡し候、

善左衛門方へ早速申遣わし、此度御供に参り候御関の分、もつとも御召船の柱、右何れも長さ寸法早々に吟味致され、書付越され候様にと申し遣候ところ、御召船御供関ともに、急用分六本、寸法書相越され候、其通りを相写し御普請方郡方へ相添え候

一、竹内善兵衛を呼寄せ、猶また念のため生木にても苦しからず候や、杉にても苦しからず候や相尋ね候処、生木構かまいこれなく、杉にても宜しく候由申すに付、弥御領分吟味致させ候、追々村方より有り木の分書出し候、其内御覲も近寄り候えば丈夫に手当致度きに付、切る者の一人小早にて大阪へ遣わし、木屋方にて御召船の檣木を見立、値段つけ致し候様に、追て一左右申遣し候までは、大阪に相待候様に申付けさせ差遣わせ候

一、其内谷上山寺付の山に御召船の檣木並びに御供関

付左の通り

正月十五日の夜寅の中刻、長浜漁師小屋より出火西風強く大火に及び、十六日昼前鎮まり候

火元 漁師ノ小屋二三軒相並有之、見付候節ハ一

所ニ焼候付、発り所しかと不ニ相知

類焼 伊曾中姓甚五兵衛 三井嘉兵衛 阿部大船頭与三右衛

門、余語小船頭与一右衛門 友沢同覚左衛門

御蔵手代 中野孫七

外ニ御扶持人家数四拾六軒

内拾壹軒 織部正様御扶持人

町家百三拾壹軒 内寺二ヶ寺

百八拾三軒

一、檣蔵へ火移り御召船の柱其外御関の分は、残らず橋焼失の由、十六日早々善左衛門(長浜船奉行坪田正明)より申越候に付、即日御普請方へ申聞かせ、小田山にて松・杉大木の分早々見分の者遣わされ候様に申渡し、月番の郡奉行檣木に成り申すべく、松・杉これ有り候はば書付差出し候様に、

檣共に、寸法相応の杉これ有り候由にて、早速長浜より大船頭の内、阿部与三右衛門並びに船大工の棟梁長浜杣頭見分に遣させ候、外に御普請方へ申渡し、長浜よりの見分にて、弥宜まじに究り候はば早速伐出させ候ため、下奉行並びに角取候者共遣させ候、見分の六本ともに随分宜しき候由、段々柱取候由、追々申来る、山出し裁許の爲め口分田羽右衛門(御普請奉行)替地へまかり越され候、浜まで出しそろえ候段、羽右衛門方より申越され候、善左衛門方より早速引船として八丁小早遣し申され、二月上旬長浜へ取寄候

一、長浜にて類焼の者共へ、材料下しおかれ候に付、書付をもつて兵部(大橋侍之)御見立にまかり下り候節、坪田善左衛門へ申渡し候

右覚書

覚

一、松材木大小五拾本づつ 大船頭共へ

一、同 四拾本づつ 其以下の者共へ